

總務部第一八二號

起案

昭和十五年七月十日

決定

昭和十五年七月十日

施行

昭和十五年七月三十日

内閣府庶務課長

陸軍省庶務課長



案

昭和十五年七月二十日

内閣総理大臣官房庶務課長

山口県知事あて

政府出先機関及其の長の氏名照会(回答)

本月一日付人第五三五号を以て申越の件に關しは、当府内
においで居る(資料)の通りであり、

特房発才526号(080)

昭和25年7月15日

内閣官房長官 殿
(内閣官房総務課欠付)

特別調達庁長官官房長

政府出先機関ニツイテ

参照：昭25.7.7付總理府乙才180号「政府出先機
関及ビ、ソノ長ノ氏名照会ノ件」

上記参照ニヨル照会ニツイテワ、当庁デハ山口県エ出
先機関(管轄区域ガ県單位以上ノモノ)ハ設置シテ
ナイ。

ナオ、当庁デ山口県ニ設置シテアル出先機関ハ下記ノ
通りデアルカラ参考マデニオ知ラセスル

記

名 称	位置	管 轄 区 域	所長氏名
吳特別調達局 山口監督官事務所	山口市	岩国防府及ビ小月監督 官事務所ノ管轄区域ヲ 除イタ山口県	江上菊藏
岩国監督官事務所	岩国市	岩国市所在軍受領官所 轄ノ岩国地区	佐川専亮
防府監督官事務所	防府市	防府市所在軍受領官所 轄ノ防府地区	金子信男
小月監督官事務所	下関市	下関市小月所在軍受領官所 轄ノ小月地区	江上菊藏

波文第五〇二三号（エー〇〇一）

昭和二十五年七月十三日

電波庁

25.7.20
付受

電波監理総局官房文書課長

内閣総理大臣官房総務課長 殿

政府出先機関及びその長の氏名照会
について

対総理府乙第一八〇号（七月七日付）

右について当委員会には該当のものはありません。

裏面白紙

総務府

乙 第一八二號

案起	昭和五年七月六日
決定	昭和五年七月七日
施行	昭和五年七月七日

内閣総理大臣官房総務課長

内閣府事務官

昭和五年七月七日

内閣総理大臣官房総務課長

電政総局文書課長

特別調達片長官官房文書課長

（あて各通）

政府出先機関及其の長の氏名照会の件

山口県知事から別紙のとおり申越がありまして、貴府片の当該
係における名稱及びその長の氏名を当方まで七月十五日までに御通
知願
ひます。

裏面白紙

人第五三五號

昭和二十五年七月一日

山口縣知事 田中龍夫

總理府

大臣官房總務課長殿

政府出先機関及其の長の氏名照會

事務多端の折柄誠に恐縮でありますが中國民事部へ報告資料として必要があるので貴省関係で山口縣へ出先機関(管轄区域が県単位)を設置しておられるものがあるは本年七月一日現在の名稱及びその長の氏名を来る七月二十日迄に傳回報下さるようお願いいたします

25.7.5
付受

294